

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）等に基づき、人事院規則一―七九（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。

令和五年三月三十一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一―七九―一

人事院規則一―七九（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―七九（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の一部を次のように改正する。

同条第一項か
規定による異

第三条の表改正後欄の規則一―三四（人事管理文書の保存期間）別表の四の表法の項中

は第二項の規定 終了した日	ら第四項までの 動期間の延長の	三年
------------------	--------------------	----

を

同条第一項又は第二項の規定 による勤務の終了した日	同条第一項から第四項までの 規定による異動期間の延長の 終了した日	三年
------------------------------	---	----

に改める。

終了した日	同条第一項又 による勤務の
-------	------------------

第五条を次のように改める。

第五条 削除

「給与法第

掲げる

一（

第十九条の表改正前欄の規則九―九三（管理職員特別勤務手当）第二条第一項中「（略）」を 二 次

組織

局を

る官

十九条の三第三項第一号の人事院規則で定める勤務は、次に

勤務とする。

略）

項第三号に掲げる職員のうち事務次官、内部部局（国家行政）に改め、同表改正後欄の同項中「（略）」を

法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第一項の官房及び
いう。）の長その他これらに準ずる官職として人事院が定め
職を占める職員の勤務
」

「給与法第十九条の三第三項第一号の人事院規則で定める勤務は、次に掲げる勤務とする。

一 （略）

二 次項第五号に掲げる職員のうち事務次官、内部部局（国家行政組織法（昭和二十三年）に改める。

法律第二百十号）第七条第一項の官房及び局をいう。）の長その他これらに準ずる官職

として人事院が定める官職を占める職員の勤務
」

附則第二十一条中「令和十七年三月三十一日」を「令和十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。